



# 志願条件3での受験計画ガイド

志願条件3の臨床指導計画の手順と確認のために

国際組織である IBLCE は出版物にイギリス英語を使用しています

## もくじ

このガイドでは志願条件3の進め方についての情報をお知らせします。**IBLCE 試験の願書の出し方ではありません。**願書の出し方についての詳細は *Candidate Information Guide* (受験志願者情報ガイド) を参照してください。

IBLCE®とは？ .....	3
連絡先 .....	3
このガイドの目的 .....	3
.....	
重要な日程 .....	3
願書および関連書類.....	3
受験願書提出 .....	4
直接監督下における臨床実践 .....	4
第一段階 .....	4
第二・三段階 .....	4
記録の保持 .....	5
受験者の責任 .....	5
指導者を探すこと .....	6
職務上の責任 .....	6
指導者の責任 .....	6
指導者のためのCERPs .....	7
志願条件3の計画の立て方 P .....	7
代替学習活動 .....	7
志願条件3の計画進行中の評価 .....	8
かかる費用について .....	9
よくある質問 .....	9
「志願条件3の指導者約定書」書式 .....	11
市が条件3の臨床実践時間の報告.....	12
志願条件3のタイムシート .....	13
志願条件3の指導者に認められるCERPs申請書	14
志願条件3の確認費用料金表.....	15

## IBLCE®とは？

IBLCE®、またはラクテーション・コンサルタント資格試験国際評議会®は、国際認定ラクテーション・コンサルタント (IBCLC®)資格授与のための独立した国際的な資格試験評議団体です。

## 連絡先

International Board of Lactation Consultant Examiners (IBLCE)  
10301 Democracy Lane, Suite 400  
Fairfax, Virginia 22030  
Phone: 703-560-7330  
Fax: 703-560-7332

[www.iblce.org](http://www.iblce.org)

IBLCE 事務所はオーストリア、オーストラリア、アメリカ合衆国にあります。お住まいの国を管轄する地域事務所を探すときは、IBLCE ウェブサイトの連絡先情報を利用して居住国を管轄する地域事務所を探せます。

## このガイドの目的

志願条件3は他の IBLCE 受験方法とは異なり、指導者となる IBCLC 有資格者の直接の監督の下、志願者に臨床実践を修了することを求める志願条件です。志願条件3で受験しようとする者はまず、IBLCE にどのような方法で必要とされる直接監督下においての授乳と母乳育児の臨床実践時間を修了するかの計画書を提出しなくてはなりません。

直接監督下における臨床実践を始める前に、IBLCE は指導者となる IBCLC の資格状況を調査しなくてはなりません。このガイドの目的は志願条件3で受験しようとする志願者のためのものです。

## 重要な日程

志願条件3での確認を受けるとそれは5年間有効です。志願条件3での確認を受けた志願者は願書提出時には現場ですべての IBLCE 試験条件に合致していません。

## 願書および関連書類

志願条件3での計画書確認システムはIBLCEが提供している試験と同じ言語のみ利用可能です。IBLCEウェブサイトにてご自身の言語を探してください。

志願者は必要とされる最低必修時間である 500 時間の直接監督下における臨床実践を始める前に計画書を IBLCE によって確認されなくてはなりません。

IBLCE は志願条件3の計画書の確認を Eメールで送ります。受け取った志願条件3の計画書を確認するのに2週間はかかりますのでご了承ください。

志願条件3の願書はいつ提出しても構いません。願書確認料金がかかります。料金はこの書類の最後に記してあります。

## 受験願書提出

最低 500 時間の直接監督下における授乳支援の臨床実践に加え、志願条件 3 の志願者は健康科学とヒトの授乳と母乳育児に特化した教育を修了しなくてはなりません。健康科学教育と授乳に特化した教育での必要事項については受験志願者情報ガイドを参照してください。IBLCE のウェブサイトに記載してあります。

**重要事項：**BLCE 試験に適用されるものは IBLCE が志願条件 3 の計画を確認後 5 年以内になされたもののみです。

## 直接監督下における臨床実践

志願条件 3 における臨床実践時間は直接、現在優良な立場の IBCLC であると認定されている指導者の直接監督下に行われなくてはなりません。直接の監督には段階的に 3 つの時期が定められています。

1. 指導者である IBCLC が仕事についているところの見学から始まります。
2. 次に指導者である IBCLC の直接監督下（つまり、指導者である IBCLC は志願者と同室にいないとはなりません。）での臨床実践に移り技術を習得するまで続けます。
3. 志願者による独力での実践。指導者である IBCLC は必要となったときに手助けするためにそばにつく状態で最終段階を迎えます。

**重要事項：**監督をする IBCLC 有資格者は、志願条件 3 の受験者が手助けを必要としたときに介入できるように物理的にそばにいないとはなりません。指導者である IBCLC は電話で指示を出すようなことはしてはいけません。

母乳育児をしている母親と子どもに直接関わった時間のうち直接監督下にある時間だけが 500 時間中に計上されます。志願条件 3 の計画書の確認前の臨床経験時間、志願条件 3 計画書に含まれていない仕事やボランティアでの経験時間、IBCLC 有資格者の仕事の見学時間、代替学習をした時間などは志願条件 3 で必要とされている時間として計上してはいけません。

### 第一段階

指導者となる IBCLC の仕事の見学は志願条件 3 の志望者が直接母乳育児中の家族と関わる前に体験しておかなくてはなりません。

- 指導者となる IBCLC の裁量で、この見学に記入を必要とする宿題や、より体系的な講義などを加えることもできます。そして、志願条件 3 計画書が確認される前でも経験しても構いません。
- 指導者となる IBCLC の臨床見学は最低必修時間である 500 時間の直接監督下における臨床実践時間には計上できません。

### 第二・三段階

第二・第三段階における直接監督下で行う実践は最低必修時間である 500 時間に計上できます。この直接監督下における臨床実践は志願条件 3 計画書が IBLCE によって確認された後から取り掛かってください。

**注意事項：**指導者を見学したり課題を完成させたりする必要があるためこの志願条件 3 での受験計画には受験者に 500 時間を超える時間が必要となってきます。

IIBLCE 試験願書の計画を立てるときにこのことは十分注意しておかなくてはなりません。

この第2段階と第3段階では直接監督下における受験者の実技が必要です。つまり受験者は指導者である IBCLC と同室か援助を受けられるようなすぐ近くでケアをするということです。IIBLCE は直接監督下における臨床実践は少なくとも3施設で行うことを奨めます。

- 第2段階と第3段階で累積した時間は最低必修時間である 500 時間の直接監督下での実習と認められます。
- 志願条件3計画書は第2段階と第3段階での直接監督下での臨床実技に入る前に認定されなくてはなりません。
- 指導者である IBCLC(複数人のこともあります。)が、その志願者が自分の知識と技術の限界をわかっていると判定するまで、志願者は(第三段階においても)独力で実践を行ってはいけません。志願者が実践中 IBCLC資格者の専門知識をいつ求めるのかをわかっていることが不可欠です。
- 直接監督下での実践時間では IIBLCE の定める「IBCLC の臨床能力」に書かれているすべての任務を網羅していなくてはなりません。
  - 直接監督下における臨床実践時間数はすべて志願条件3臨床実習時間報告書に記録され、主任指導者に認定されなくてはなりません。

志願者の施設での実践では時系列的に妊娠前より離乳までの間を網羅して母子と触れ合えるような機会が与えられることが大切です。IIBLCE は直接監督下における臨床実践は少なくとも3施設で行うことを奨めます。ほとんどの志願者の実践は直接対面式で行わなくてははいけません。電話や e-メールでのカウンセリングは最少にとどめなくてはなりません。

### 機密の保持

直接監督下における臨床実践時間を正確に記録しておくことは大切です。IIBLCE 受験願書を提出すると、無作為抽出で監査に選ばれることがあります。監査に選ばれると追加書類の提出を求められます。「志願条件3時間表」と「志願条件3直接監督下における実践時間報告書」に正確な臨床実践時間を記録しておいてください。

これらの書式はこの書類の巻末にあります。

### 受験者の責任

志願条件3での受験者は次のことを守らなくてはなりません。

- 指導者となってくれる IBCLC 有資格者集団を決めて契約してください。そしてそのうち1人に主任指導者になってもらってください。
  - **注意事項：**IIBLCE プライバシーポリシーの制限がかかっているため、指導者になってもいいという IBCLC 資格者のリストはありませんし、IIBLCEのスタッフも指導者を探す助力もできません。志願条件3での志願者は指導者になってもいいと思っている経験のある IBCLC 資格者を探すなら IBCLC 資格者のネットワークに入ってみることを勧めます。
  - **推奨：**一人の経験のある IBCLC を見学し、学ぶよりも複数の指導者と

Copyright © 2018-2019, International Board of Lactation Consultant Examiners. All rights reserved.

契約をする方が受験者にとっては有利な点があります。

- 指導者となる IBCLC 資格者とはビジネス契約をしてください。
  - **注意事項**：指導者に支払う報酬は決まっています。報酬額は志願者と指導者の間のビジネス契約の一部です。IBLCE はそのビジネス契約の文言には責任を持ちません。
- 業務上過失損害賠償保険、予防接種証明書、健康診断など管理者もしくは実習施設の要求する条件にあわせてください。
- 何かの理由で志願者もしくは指導者が計画を修了する前に終了することを決めたり、指導者を増やしたり、変えたりする必要ができた場合は書面にてIBLCE まで報告してください。
  - 指導者を増やしたり変えたりする必要が出た場合、IBLCE への報告、新しい指導者から「指導者同意書」をもらうことは志願者の責任で行ってください。

## 指導者を探すこと

志願者は直接指導者候補を決めて契約を交わさなくてはなりません。現在それに関しての一括した情報はありません。IBLCE のスタッフは志願条件 3 での志願者に指導者候補の名前や連絡先を知らせることはできません。

## 職務上の責務

志願条件 3 での志願者は業務上及び倫理的な実践についてのある程度の基礎的な規範を遵守することが求められます。その内容は：

- いつでも専門家としてのふるまいをし、「IBCLC の職務行動規範」のすべての原則に従うこと
- すべての実践場所において適切な健康、安全、保護を確実にすること
- 書類製作は迅速に、指導者に求められることには従うこと
- 授乳を見学、手助け、指導する場合はクライアントの許可を得ること
- 志願条件 3 計画を修了するのに費やした時間を正確に記録すること
- 直接監督下において授乳と母乳育児の支援ができる臨床施設のどんな要求にも従うこと

## 指導者の責務

志願条件 3 の計画では一人の指導者が第一指導者(主任指導者)になることを同意しなくてはなりません。主任指導者は次の事に責任を持ちます。

- 「IBCLC のための臨床能力」に掲げられていることをすべて含む志願条件 3 の計画をたてて遂行すること
- 志願者とともに「志願条件 3 計画願書」を作成すること
- 志願者が直接監督下における臨床実践時間が確保できる訓練施設を保証すること
- 志願者の臨床実践を直接監督する他の指導者への助言をすること
- 志願条件 3 での志願者の直接監督をそれぞれの指導者がどの割合で監督したかを報告すること。者の直接監督をそれぞれの指導者がどの割合で監督したかを報告すること。この報告は志願条件 3 の計画が修了され、指導者の継続教育(CERPs)を得ようとするときにされなくてはなりません。



志願条件3の指導者をする IBCLC 有資格者は最高水準の見本を示すよう求められます。指導者は母乳育児をしている母子だけでなく、志願条件3の志願者を監督下で教えるということまで広く関与しなくてはなりません。志願条件3の指導者の心得は次のとおりです。

- 優良な状態の現 IBCLC 有資格者であること
- 「志願条件3での指導者約定書」に書き入れ志願者に提出すること
- 志願条件3の志願者が母乳育児をする家族に実際に支援できるように許可する前に実践を見学する期間を設けること
- 直接志願者の臨床実践を監督し、志願者が一人で実践を行うのを許可する前に、臨床技術を習得した程度の認定すること
- 「志願条件3時間表」に記入し、サインして志願者が累積した直接監督下における臨床実践時間を記録すること
- 必要に応じ追加して学習活動、文献を読んだり、レポートを書いたりといった宿題を志願者に課すること
- 依頼があれば志願条件3の志願者の推薦状を書くこと

**注意事項：**志願条件3の志願者の親類の者は指導者にならないようにしてください。志願条件3の志願者の親類が指導者になることは利益相反にあたります。

## 指導者の CERPs

志願条件3の計画で指導者を引き受ける IBCLC 有資格者には CERPs が与えられます。CERPs の区分では、志願条件3計画では計 25L-CERPs に該当します。決められた5年間のどの時期でも IBCLC 有資格者は確認された志願条件3の計画を修了した志願者の指導者となることで最多 50L-CERPs まで得ることができます。

CERPs はそれぞれの指導者が志願者に対し志願条件3に従って直接指導した時間の割合で付与されます。主任指導者は IBLCE に対しこの割合の報告をする責任を負います。この報告に基づいて IBLCE は主任指導者にそれぞれの指導者がどれだけ CERPs を付与されるかを知らせます。

## 志願条件3の計画の立て方

主任指導者は志願条件3の志願者と共に「IBCLC の実践での臨床能力」に記載されているすべての義務をカバーできる計画を立てるようにします。複数の施設での実践ができると臨床能力がまんべんなく教育されるので重要なことです。IBLCE は志願者が最少3つの違った施設で臨床実践ができることを推奨します。

## 代替学習活動

文献検索とか指導のビデオを見る宿題は志願者がすべての臨床技術を知るのに必要となるでしょう。こういった代替学習活動も必要かもしれませんが、最低必修時間である 500 時間に入れられるのは母乳育児中の母子との直接の関わりで直接監督下における臨床実践のみです。

これらの代替学習活動は志願者や指導者に推奨されています。志願条件3の計画には指導者と志願者との同意があればこういった学習活動を入れることもできます。

- 分娩のカンファレンス、専門家集団の主催するセミナー、法律家、栄養士、人間関係カウンセラーの行うセッションなどに参加すること
- 乳房についての解剖学や生理学、特にいかに母乳が生成されるかについて深く研究すること
- 乳児の口の解剖学や発達などについて学習し、レポートを提出すること
- 同僚にヒトの母乳の生化学のこととか同じような難易度の内容でプレゼンテーションをおこなうこと
- 生後2時間における母子間の相互作用について観察する。陣痛中に薬を使用しなかった母親と鎮痛薬を使用した母親とを比較すること。
- いろいろな母親同士の支援の集まりに参加し、母子の様子を観察し、広い範囲での通常の母乳育児の経験について学ぶこと。グループカウンセラーが聞き取りしたり、質問したり、倫理の実践をしたりするのを見学すること
- 通常の状態赤ちゃんや幼児の発達の目安を観察する。運動場や集団遊び、母親支援の集まりで赤ちゃんや幼児と母親の相互関係を観察するとよいでしょう。赤ちゃんや幼児の発達動作のレベルを観察して月齢を予想してみる。
- 自分の国、地域、施設における健康についての個人情報扱う専門家のための倫理の授業やセミナーに参加すること
- 1人の赤ちゃんの正常な成長、発達、母乳育児行動について6か月以上研究すること
- 査読のある雑誌の母乳育児についての文献を批判的に読むグループに参加し、研究技法とエビデンスに基づく実践について学ぶこと。
- 「赤ちゃんにやさしい病院運動（BFHI）」トレーニングコースに参加することそして、それがどのくらい母乳育児にやさしいか、病院の実践を見直すこと。病院の実践の不十分さがどんな母乳育児上の問題を起こすことになるのか？どうしたらその問題を防げるのか？
- あなたの地域のラクテーション・コンサルタントの職能団体に参加し、支援、情報や教育のチャンスをつくること
- 読んだ文献や臨床実践に関連する問題などを解いてみる
- ロールプレイングの練習に参加すること
- 主治医に報告するための仮想カルテの記入方法や書式の練習
- 多文化に対応できるカウンセリング技術を系統的に学ぶこと
- 他の保健医療専門家、母乳育児を進めることを支持してくれる人と抵抗感を持つ人の両方との交流
- 電話でのカウンセリングと対面での相談との違いを電話でのトリアージのときの細かい技術や厳しい状況を判断することに重点をおいて話し合うこと
- あなたの指導者と難しいケースたとえば身体障害のある赤ちゃんの母親を手伝うこと、予期しなかった分娩損傷、新生児の死亡、子どもの虐待、緊急医療などについて話し合うこと
- 他の保健医療専門家たちと授乳支援のチームの一員として効率よく、尊敬されるように働くかについての話し合いに参加すること

### 志願条件3の計画進行中の評価

一定の期間ごとの評価は志願条件3計画では欠かせないことです。仕事上困った習慣、



専門家とは思えないふるまい、臨床知識やカウンセリング技術の未熟さなど能力を試されるような状態が志願者と指導者の間で起きてくることもあるでしょう。このため志願条件3の志願者と指導者は定期的に評価のための面接をしなくてはなりません。

評価が毎日、週一回、月一回、もしくは2か月に1回あるかもしれませんが、それにかかわらず、課題に取り組むことを目的とする話し合いのスケジュールを決めておくのが重要です。この評価にかかる時間は直接監督下における臨床実践の時間には計上できませんが、評価の時間を計画に入れることは必須条件です。

## かかる費用について

志願条件3の志望者は自ら IBCLC である指導者集団を見つけ、契約し、その一人には主任となってもらうことに同意してもらう責任があります。IBLCE は指導業務を開始する前に志願者と指導者が書面での約定書にサインすることを強く推薦します。IBLCE は指導者を見つけることの援助はできません。志願者は指導者となってもいい IBCLC 有資格者を見つけるために自分の地域の IBCLC のネットワークに入っていくのがいいと考えます。

- 約定を結んだら、その達成はそこに記載された人たちの責任です。IBLCE は志願条件3の志願者や指導者のために交渉人にも仲裁人にも法律顧問にも取立て代行者にもなることはできません。

指導者業務に支払う金額は様々です。この金額は志願者と指導者の間のビジネス契約の一部です。志願条件3の志願者は専門職賠償責任保険、予防接種証明書、健康診断などを指導者もしくは実践する施設の要求に従って取得しておく責任があります。どのようなキャリアに志願するときも同じであるように、志願条件3の志願者は教科書、保険、セミナーやワークショップ受講料、指導者報酬なども支払わなくてはなりません。

## よくある質問

私の計画が確認される前の臨床実践の時間を入れることはできますか？私の仕事での経験を入れることはできますか？

いいえ、あなたの計画が確認されてからしか直接監督下における臨床実践時間を算入してはいけませんし、最低必修時間である500時間の直接監督下における実践に仕事での指導時間を入れてはいけません。計画が確認される前にはあなたの指導者を見学することはできますが、直接監督下における臨床実践時間を始めるのはあなたの計画が確認されてからにしてください。

志願条件3の願書締め切りはいつですか？

志願条件3の願書はいつ提出しても構いません。

「IBCLCのための臨床能力」のどこかは守らなくてもいいですか？

いいえ、だめです。あなたは自分の指導者にすべての臨床能力を身につけたことを示すことが期待されています。

臨床経験はどこで積めますか？

実際に直接監督下における臨床実践をさせてもらえる施設で直接関わる実践時間を積むこととなります。場所としては病院、助産所、開業医のクリニック、保健所、個人開業のラクテーション・コンサルタントのどこでも構いません。IBLCEとしては、少なくとも3か所の異なった施設で経験することを推奨します。

私の最寄りの病院では患者さんをケアすることを許可してくれません。どうすればいいですか？

あなたが母乳育児中の家族と直接関わって仕事ができる場所を探してください。志願

条件3の志願者の見学は許可しても、いくら指導者が一緒にいても志願者が実際に実践することを許可してくれない病院や医院もあります。  
あなたと指導者でただ見学するだけでなく実際に母乳育児中の家族のケアをさせてもらえる施設を探してみてください。

**最低必修時間である500時間の直接監督下における臨床実践はそれまでの経験とその他の方法で減らせますか？**

いいえ、すべての志願条件3の志願者は最低必修時間である500時間の直接監督下における臨床実践を修了しなくてはなりません。

**私がIBCLC有資格者の仕事を見学した時間は計上できますか？**

いいえ、あなたが実際に直接監督下において授乳支援をした時間のみに計上できます。

**志願条件3で資格を取ることができるのは看護師などの保健医療専門家でなくてはなりませんか？**

いいえ、広い範囲のバックグラウンドの人たちも志願条件3で資格の取得ができます。

**私の指導者は搾乳器を販売したり貸したりする小売店で働いています。ここで顧客に対応した時間は実践時間に数えられますか？**

いいえ、どの商品を買うかとか貸すかを選ぶ手伝いは志願条件3の要求条件に合致しません。

**志願条件3では世界中の誰でも、どこでも取りかかることができますか？**

はい、できますが制限はあります。ある一部の地方の法律や規則では志願条件3の志願者にここにある要求事項に加え、ほかにも条件がつくことがあります。IBLCEではそういった付加的に必要な条件についての詳しい情報を出すことができます。

**私の志願条件3計画に指導者を追加することはできますか？**

はい、あなたの志願条件3の計画が同意されてからなら「指導者就任約定書」を追加の指導者からもらえば可能です。

「志願条件3の指導者約定書」書式

すべての指導者は「志願条件3の指導者約定書」に書き入れ、志願者に戻さなくてはなりません。

志願条件3の志願者名 \_\_\_\_\_

指導者について

氏 \_\_\_\_\_ 名 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_

国 \_\_\_\_\_

都道府県 \_\_\_\_\_ 市区町村 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

職場電話番号 \_\_\_\_\_

IBCLC ID番号 \_\_\_\_\_

現在の勤務先 \_\_\_\_\_

あなたは主任指導者になりますか？（どちらかに○つける。） はい ・ いいえ

宣誓

私は優良な IBCLC で、上記の志願条件3計画の志願者に臨床指導をし、直接監督をする責任を負うことを保証します。

指導者名(楷書体) \_\_\_\_\_

指導者のサイン \_\_\_\_\_ 日付 \_\_\_\_\_

すべて書き終えたら志願条件3の志願者に戻してください。

志願者は監査に上がったときのために記入後の書式を記録として保管しておいてください

### 志願条件3 臨床研修時間報告書

監査対象になるときのために記録をとっておいてください

注意して記録をとってください。IBLCE 試験を受験するとき、あなたの願書が無作為抽出で監査に選ばれるかもしれません。あなたの願書が監査対象になったら他の記録と共にこの書類の提出も求められます。監査の取り決めのとおりに従わないと受験はできず、受験料の返還もできません。

志願条件3 志願者名 \_\_\_\_\_ IBCLC ID \_\_\_\_\_

主任指導者名 \_\_\_\_\_

最低必修時間である 500 時間の直接監督下における臨床研修時間はこの書類に記載されなくてはなりません。あなたの指導者にそれぞれの指導者が直接監督した臨床研修時間を確認してもらわなくてはなりません。下記の表に必要な事項を記入し、指導者にその欄にサインと日にちを記入してもらってください。

指導者名	直接監督下における臨床実践時間	指導者のサインと年月日

直接監督下における  
臨床実践時間  
総計

\_\_\_\_\_







## 志願条件3の指導者のためのCERPs 認定願書

### 1: 主任指導者の詳細

IBCLC ID

--	--	--	--	--	--	--	--

主任指導者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

Eメールアドレス(必須) \_\_\_\_\_

指導を受ける志願条件3の志願者氏名: \_\_\_\_\_ IBCLC ID 番号: \_\_\_\_\_

### 2: 指導者について: それぞれの指導者についての詳細を記入してください。

指導者氏名	IBLCE ID 番号	指導時間の 割合	得られる L-CERPs (事務所用)

IBLCE はここにある情報をもとに CERPs を授与します。授与された CERPs は認定され、最終的に決定した内容は主任指導者宛に E-メールで送付します。主任指導者はそのリストに書かれている指導者一人一人に授与された CERPs を知らせてください。授与された CERPs の数を記したこの書式のコピーは完了証明書として扱われますので、再認定のための CERPs の報告に使用できます。

### 3: 約定

次の文章を読んで、サインし、願書提出日を記入してください。サインや日付のないものは受付が遅延することがあります。

私は主任指導者としてすべての指導者に授与された CERPs を責任をもって知らせます。また、私は CERPs は認定された志願条件3の志願者の指導者にのみ授与されることにも賛同します。私は提出する情報は真実であり、指導者の行った時間表で確認できることであると証明します。

署名: \_\_\_\_\_

日付: \_\_\_\_\_

名前 (楷書) \_\_\_\_\_

## 志願条件3計画での確認料に関する地域割

志願条件3計画での確認料		
地域1 米ドル	地域2 米ドル	地域3 米ドル
\$100	\$75	\$55

地域1の 国	<p>アンドラ、アルバ、オーストラリア、オーストリア、バハマ国、バーレーン、ベルギー、バミューダ、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、ケイマン諸島、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フォークランド諸島、フィンランド、フランス、ドイツ、ジブラルタル、ギリシャ、グリーンランド、グアドループ、グアム、香港、ハンガリー、アイスランド、アイールランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、クウェート、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マレーシア、マルタ、マルティニーク、モナコ、オランダ、ニューカレドニア、ニュージーランド、ノルウェー、オマーン、ポーランド、ポルトガル、プエルトリコ、カタール、レユニオン、ルーマニア、ロシア連邦、サンマリノ、サウジアラビア、セイシェル、シンガポール、スロバキア、スロベニア、韓国、スペイン、セントクリストファー・ネイビス連邦、スウェーデン、スイス、台湾、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ合衆国、ヴァージン諸島（英国・米国）</p>
地域2の 国	<p>アルバニア、アルジェリア、アメリカ領サモア、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、アゼルバイジャン、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、チリ、中国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、キュラソー島、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア共和国、フィジー、フランス領ポリネシア、ガボン、ジョージア、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ共和国、インド、インドネシア、イラク、ジャマイカ、ヨルダン、コソボ、ラオス、レバノン、リビア、マケドニア、モルディブ、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モントネグロ、モントセラト、モロッコ、ナミビア、北マリアナ諸島、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、セルビア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントルシア、シント・マールテン、セント・ビンセントおよびグレナディーン諸島、スリナム、スワジランド、タイ、東ティモール民主共和国、チュニジア、トルクメニスタン、ウクライナ、ウルグアイ、ベネズエラ、</p>

地域3	<p>アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ボリビア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カーボベルデ、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ミクロネシア連邦、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、ケニア、キリバス、キルギス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、マーシャル諸島、モーリタニア、モルドバ、モザンビーク、ミャンマー(ビルマ)、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮、パキスタン、パプアニューギニア、コンゴ共和国、ルワンダ、サモア、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、シリア、タジキスタン、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、タンザニア、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム、西サハラ、イエメン、ザンビア、ジンバブエ</p>
-----	--

\*もしあなたの国がリストに入っていなかったら、IBLCE admin@iblce.edu.au に尋ねてください。